

1. 法人本部

(1) 理念

慈愛と感謝の心を基本とし、児童福祉法に則り児童の福祉の向上と児童の健全育成を推進していきます。

また地域の実情に応じた子育て支援活動を実践することにより、地域の中核施設として地域福祉に貢献していきます。

(2) 法人が取り組む事業

- ① 第一種社会福祉事業
イ) 児童養護施設の経営
- ② 第二種社会福祉事業
イ) 保育所の経営
ロ) 児童家庭支援センターの経営
ハ) 子育て短期支援事業の経営
ニ) 地域子育て支援拠点事業の経営
ホ) 一時預かり事業の経営

(3) 重点目標

法人本部機能の充実に向けて取り組む

- ① 諸規程の整備
- ② 本部事務局会議の開催（月 2 回）
- ③ 法人の組織機構を整備し、役割分担と責任を明確にする。

2. 共楽養育園

(1) 理念

慈愛と感謝の心を基本とし、児童福祉法に則り児童の福祉の向上と児童の健全育成を推進していきます。

また地域の実情に応じた子育て支援活動を実践することにより、地域の中核施設として地域福祉に貢献していきます。

(2) 基本方針

- 児童福祉法の理念に基づき、児童が心身ともに健やかに育ち、ひとりひとりが自立できるように支援を行うとともに、その児童の家族に対して家族再統合を支援することを目的とします。
- 安心安全で整えられた環境の中で、真心と愛情をもった養育に努めます。
- 地域の方々との交流を通して、施設の機能や設備等を提供し、「地域と共に歩む施設」を目指しています。

(3) 養育目標

「すべての子ども達一人ひとは、かけがえのない大切な尊い存在である。」このことが子ども達の心に伝わるような努力をしていくこと。

(4) 中長期計画

今後 11 年以内に大舎制から小規模化へ移行する。そのために、人材育成と施設整備に向けて資金の積立てを行う。

- ① 本体施設でユニットケア 2 ヶ所 (8 人×2 ヶ所)
- ② 小規模グループケア 2 ヶ所 (8 人×2 ヶ所)
- ③ 地域小規模児童養護施設 2 ヶ所 (6 人×2 ヶ所)

(5) 児童定員 (H30.4.1 定員 : 80 名 予定 : 53 名)

	本園				つくしの家			すみれの家			計
	幼	小	中	高	小	中	高	小	中	高	
男	2	13	7	7							29
女	2	4	3	1			6	4		4	24
小計	4	17	10	8			6	4		4	
合計	39				6			8			53

(6) 職員配置 (33 名)

園長 1 名、事務長 1 名 (兼務)、養護主任 1 名、養護副主任 (FSW 兼務) 1 名、
ユニットケアリーダー 1 名、グループケアリーダー 2 名、
児童指導員・保育士 (常勤) 15 名、FSW 1 名、個別対応職員 1 名、看護師 1 名、
心理療法担当職員 1 名、栄養士 (兼務) 1 名、児童指導員補助 1 名、事務員 1 名
常勤計 30 名

用務員 2 名、嘱託医 (小児科) 1 名、

非常勤計 3 名

外部業務委託

給食業務・・・一富士フードサービス (株)

保育補助・・・(公社) 周南シルバー人材センター

(7) 期待する職員像 (職員に求める人材像や役割)

- 児童に寄り添い受容しながらも、正しい方向を指し示し、導くことができる職員
- お互いにサポートし合い、チームで養育や支援することを意識し、丁寧な連携や相手の立場にたった行動ができる職員
- 適時適切な報告、連絡、相談ができる職員
- 児童の人生に深く影響を与えていることを自覚し、養育支援する職員
- 専門家として自己研鑽に取り組み、資質向上に努めることができる職員

(8) 重点目標

- ① 職員の資質や意識向上のために園内研修の充実を図る。さらに職員の力量強化のために、期待する職員像を目標に、個別の研修計画と自己評価等の実践に取り組む。また、他施設への施設見学研修を実施し、他施設の良いところを学び、養育実践の改善に取り入れる。
- ② 分園型小規模グループケアを開設し、本園との連携を十分図ると共に、家庭的養護推進計画の実施を行っていく。
- ③ 職員一人ひとりが理念や基本方針を理解し、児童養護施設運営指針・「この子を受け止めて育むために育てる・育ちあういとなみ」を実践していくことで、共楽園としての養育論の確立を目指す。
- ④ 安全委員会を軸とした安心安全な生活環境の確保、公文学習を中心とした学習習慣の定着、ライフストーリーワークの実践を通して児童の思いに寄り添い共感していく。
- ⑤ 第三者評価の改善課題に職員全員で取り組み、健全な施設運営の実践に反映させる。
- ⑥ 新設する共楽園総合子育て支援センターの親子訓練室や心理療法室を活用して、親子再統合に向けての活動等を積極的に行っていく。また、地域交流スペースの地域利用にも取り組んでいく。

(9) 運営方針

- ① 分園型小規模グループケアを新たに1ヶ所開設し、養育形態を大舎制から小規模化へ移行する中長期計画を進めていく。
- ② 地域の子育て支援の拠点としての事業を実施する。
 - ・ ショートステイ事業
 - ・ トワイライトステイ事業
 - ・ 休日預かり事業
- ③ 地域交流スペースの地域利用推進を積極的に行っていく。
- ④ ホームページでの広報活動の充実や情報公開の積極的な取組を行っていく。
- ⑤ 心身ともに健康で児童の支援にあたることができるような職場環境づくりに取り組んでいく。

(10) 会議

職員会議	毎月2回
責任者会議	毎月1回
フロア会議	毎月1回
各種委員会活動	毎月1回
指導援助方針会議	毎月1回
給食委員会	毎月1回
園長主任会議	毎月1回

(11) 行事

アイリンピック	5月
デイキャンプ	8月
共楽養育園祭	10月
園旅行	
卒園お別れ会	3月

3. 共楽保育園

(1) 理念

子どもひとりひとりの生を大事にし、豊かな感受性と表現力を引き出し、また、それらを育む環境を作り出します。

(2) 基本方針

- 常に安心安全な保育環境を用意し、子どもひとりひとりが、十分に自己表現しながら活動できるように努め、健全な心身の発達を図ります。
- 見て触って感じ、実体験を通して豊かな感性を育みます。
- 家庭や地域社会との連携を図り、保護者と共に家庭養育を進めます。
- 地域における子育て世帯の求めに応じ、適切な助言や支援等を実施することで、子育て支援事業者としての社会的役割を果たします。

(3) 保育目標

豊かに伸びゆく可能性を秘めている園児が、現代をより良く生き、好奇心を持ち多くのことを自ら発見し、実践し、学ぶことを身に付ける。

(4) 中長期計画

職員の年齢が2分化される中、リーダー的な職員の役割を明確にし、職責に必要な資質の向上に努める。また全ての職員が高いモチベーションを維持し業務に従事出来るよう総合的な職員の人材対策に取り組む。今後、認定こども園を見据えて施設機能の拡張ができるように必要な資金の計画的な積立てを行う。

(5) 児童定員 (H30.4.1 定員：100名 予定103名)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
周南	6	15	17	17	18	16	89
下松	1	3	1	2	2	5	14
合計	7	18	18	19	20	21	103

(6) 職員配置 (38名)

園長1名、事務長1名(兼務)、主任保育士1名、副主任保育士2名、専門リーダー4名、分野別リーダー3名、保育士11名、保育補助2名、栄養士1名(兼務)、調理員1名、事務員1名、

常勤計 28名

保育士 5 名、保育補助 2 名、調理員 1 名、用務員 1 名
嘱託医 2 名（内科医 1 名、歯科医 1 名）

非常勤計 11 名

- (7) 期待する職員像（職員に求める人材像や役割）
- 何事も園児及び保護者の視点で考えて、プロフェッショナルとしての自覚を持って行動できる職員。
 - 日頃から保育の動向に目を向け、業務に必要な知識・技能を修得し活用できる職員。
 - 利用者（園児・保護者）との対話を重視し、誠実で適切な応対ができる職員。
 - 情報の共有化を心掛け、園全体を意識したチームワークを尊重し、一人ひとりが園を代表する気持ちで行動できる職員。
- (8) 重点目標
- ① 保護者が安心して過ごせる拠点になるよう努める。
 - ② 本年 4 月に改定される保育所保育指針の考え方を理解した上で、指針に添った保育を展開する。
 - ③ 園児一人ひとりの状況を把握し、その子に応じた支援や対応を行う。
 - ④ 保護者と情報交換を積極的に行うことによって、家庭と園が共通理解のもとに、子育てについて協働していく。また、保護者で構成する任意団体である「育ちの会」や「おやじの会」の活動を保護者との協議の場として積極的に活用し、保護者との保育に対する連携を深める。
 - ⑤ 市内 2 か所に設置している、地域子育て拠点事業所において、育児に関連する様々な催しの企画、開催により、育児者間交流や、行政機関と連携した育児支援の充実に努め、地域に必要とされる子育てコミュニティーを目指す。
 - ⑥ 専門的な知識や、特別な配慮を必要とする利用者に対し、こども家庭支援センターぽけっとと連携し、適切な支援を提供する。
 - ⑦ 保育関係団体主催の研修等に積極的に参加し、職員の資質向上を図る。
- (9) 運営方針
- ① 育児者の様々な就労を支えるため、次の特別保育事業を推進する。
 - 延長保育事業
 - 障害児保育事業
 - 休日保育事業
 - 一時預かり事業
 - 地域子育て拠点事業（2 拠点）
（共楽保育園子育て支援センター、みんなのおうち城ヶ丘）
 - ② 園児の意思及び人格を尊重して、常に子ども達の立場に則する保育を提供し、園児の無限の可能性を信じ、本来もっている能力を伸ばす。
 - ③ 地域との結び付きを重視した運営を行い、行政、小学校、他の特定教育や児童福祉事業者と密接な連携に努める。
 - ④ 園と保護者で共に子どもを育てるという「共育」の意義を理解し、実践する。

(10) 会議

ミーティング	毎日
乳児ミーティング	毎週 1 回 (土曜)
職員会議	毎月 1 回 (第 2 土曜)

(11) 行事

入園式・進級式	4 月 2 日	秋の遠足	10 月
花まつり	6 日	コスモス音楽祭	11 月
保護者会	14 日	生活発表会	23 日
春の遠足	21 日	成道会	12 月
体験学習 (年長)	5 月 8 日	クリスマス会	25 日
スポーツ大会	6 月 9 日	お買い物ごっこ	1 月 26 日
七夕集会	7 月 6 日	節分	2 月 1 日
お泊り保育	13 日	ひなまつり集会	3 月 1 日
	14 日	マラソン大会	3 月 9 日
プール開き	17 日	お別れ遠足	3 月 16 日
夏まつり	8 月	卒園式	3 月 23 日
お月見会	9 月	終了式	3 月 29 日

4. ぽけっと

(1) 理念

慈愛と感謝の心を基本とし、児童福祉法に則り児童の福祉の向上と児童の健全育成を推進していきます。

また地域の実情に応じた子育て支援活動を実践することにより、地域の中核施設として地域福祉に貢献していきます。

(2) 基本方針

地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童及び保護者等に対して、必要に応じて関係機関と連携しながら専門的な相談・支援を行う。

(3) 支援対象地域

- 周南児童相談所管内
周南市、下松市、光市
- 岩国児童相談所管内
岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町

(4) 職員配置 (4 名)

所長 1 名 (兼務)、主任相談員 1 名、臨床心理士 1 名、支援相談員 1 名

(5) 運営方針

子育て世帯の支援を行うため次の事業を推進する。

① 個別相談事業

- 来所、訪問、電話等による個別相談
- 来所、訪問、電話等による心理学的カウンセリング
- 児童相談所からの委託による指導
- 養護施設退所児と家族への個別支援
- 子育て支援短期利用事業(市町委託契約事業)の調整

② グループワーク

- 障がい児を持つ親の座談会「チェリッシュ」
- シングルマザー対象の相談・交流会「シングルマザーズ」
- 自律訓練法「子育て中のお母さんのためのいきいき&リラックス講座」
-

③ 地域支援・子育て支援事業

- 周南子育て支援ネットワーク「虹色ねっと」
- 産前産後の母親支援「赤ちゃん用品手作り講座&相談・交流会ラヴィ」
- 母親のヨガ教室「ワンスリーヨガ」
- 産後のこころの相談会(ママサポ相談会)
- 5歳児発達相談
- 里親等への支援

(6) 会議

関係機関との連携(会議等)
ぽけっと関係機関連絡協議会(岩国児相、周南児相で開催)
要保護児童対策地域協議会
民生児童委員研修会
生徒指導主任研究協議会
青少年育成市民会議
児童館・福祉館運営委員会

(7) 行事等

子ども虐待防止啓発活動(オレンジリボン運動)

社会福祉法人共楽園 組織図

